群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業

入札説明書

令和 5 年 12 月

(令和6年1月26日修正)

群馬県

<用語の定義>

入札説明書における用語の定義は、本文中に明示されているものを除き、以下に定めるところによる。

用語	定義
本施設	本事業において新たに整備する屋内水泳場であり、50m プール、飛込
	兼 25m プール、関連諸室及び外構により構成される施設をいう。
本事業	「群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業」を指し、県が民間資金等
	の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律
	第 117 号。以下「PFI 法」という。)に基づく特定事業として選定し、
	事業者が実施する、本施設の設計業務、建設業務(既存施設の解体を含
	む)、工事監理業務、運営業務及び維持管理業務を総称した事業をいう。
県管理区域	敷島公園内の陸上競技場、補助陸上競技場、野球場、サッカー・ラグビ
	一場、テニスコート、水泳場等の施設を含む県が所管する区域をいう。
市管理区域	敷島公園内のばら園、蚕糸記念館等の施設を含む前橋市が所管する区
	域をいう。
事業者	PFI 事業を実施することを目的として、会社法(平成 17 年法律第 86
	号) に定める株式会社として落札者が設立する特別目的会社 (SPC) を
	いい、PFI 法第8条第1項の規定により特定事業を実施する者として
	選定された者をいう。
入札参加グループ	本事業の実施に係る総合評価一般競争入札に参加する事業グループを
	いい、本施設の設計に当たる者、本施設の建設(既存施設の解体を含
	む) に当たる者、本施設の工事監理に当たる者、本施設の運営に当たる
	者及び本施設の維持管理に当たる者を含む複数の者により構成される
	グループをいう。
構成員	入札参加グループを構成する者の一部で、事業者から直接、設計業務、
	建設業務(既存施設の解体を含む)、工事監理業務、運営業務及び維持
	管理業務を受託し、又は請け負う者で、かつ、事業者に出資を予定して
	いる者をいう。
協力企業	入札参加グループを構成する者の一部で、事業者から直接、設計業務、
	建設業務(既存施設の解体を含む)、工事監理業務、運営業務及び維持
	管理業務を受託し、又は請け負う者で、かつ、事業者に出資を行わない
	者をいう。
設計に当たる者	本施設の設計業務に当たる者をいう。
建設に当たる者	本施設の建設業務(既存施設の解体を含む)に当たる者をいう。
工事監理に当たる者	本施設の工事監理業務に当たる者をいう。
運営に当たる者	本施設の運営業務に当たる者をいう。
維持管理に当たる者	本施設の維持管理業務に当たる者をいう。

<目 次>

第 1	特定事業に関する事項	1
第2	入札に参加する者の資格に関する事項	6
1	入札参加グループが備えるべき資格	6
2	参加資格の確認等	10
第3	入札手続き等に関する事項	12
1	募集及び選定の方法	12
2	募集及び選定スケジュール	12
3	入札の手続等	12
第4	審査及び落札者決定に関する事項	18
1	事業者選定委員会の設置	18
2	審査の基準	18
3	ヒアリング等	18
4	落札者の決定	18
5	審査結果の公表	18
第5	契約手続等	19
1	契約手続き等	19
2	入札参加資格を欠くに至った場合の取扱い	19
3	金融機関(融資団)と県の協議等	20
4	その他	20
第6	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	21
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	22
1	法制上及び税制上の措置	22
2	財政上及び金融上の支援	22
3	その他の支援に関する事項	22
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	23
1	指定管理者の指定	23
2	情報公開及び情報提供	23
3	入札説明書等に関する問い合わせ先	23

この入札説明書は、群馬県(以下「県」という。)が、PFI法に基づき特定事業として選定した本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2)により募集及び選定するに当たり公表するものである。

本事業の基本的な考え方は、令和5年6月に公表した実施方針及び要求水準書(案)(その後の修正を含む。以下「実施方針等」という。)と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問・意見に対する回答及び意見交換会の実施結果を反映し、一部変更している。したがって、本事業の入札に参加しようとする者は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)及び事業契約書(案)(以下「入札説明書等」という。)の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

なお、入札説明書等と実施方針等並びに実施方針等に関する質問・意見に対する回答及び意見 交換会の実施結果との間に相違のある場合は、入札説明書等の規定が優先する。また、入札説明 書等に記載のない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答によることとする。

第1 特定事業に関する事項

(1) 事業名称

群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

運動施設 (屋内水泳場)

(3) 公共施設等の管理者の名称

群馬県知事 山本 一太

(4) 事業目的

群馬県立敷島公園水泳場は、平成8年に完成し、屋内に日本水泳連盟公認50mプール、屋外に日本水泳連盟公認飛込プール、25mプール、幼児プールなどの施設を有しているが、老朽化による影響が顕著になっている。

2029年(令和11年)には第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会(以下「国スポ等」という。)を群馬県で開催する予定である。しかし、日本水泳連盟公認プール施設要領では、国スポ等を開催するには水深2.00m以上(現50mプールの水深は1.30m~1.75m(競泳))の施設を有することが望ましいとされているほか、観客席必要数及びバリアフリー設備等の最新基準への適用状況が課題となっている。これら諸課題を解決するとともに、県民の健康増進や体力づくり、競技力の向上、群馬県立敷島公園の活性化に向け、新たな屋内水泳場を整備する。

本事業の実施に当たっては、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用するため、PFI 法に基づく事業として実施する。

(5) 事業内容

本事業では、本施設の設計業務、建設業務(既存施設の解体を含む)、工事監理業務、運営業務及び維持管理業務を、PFI 法に基づく特定事業の対象とする。

(6) 対象施設の概要

本施設は、国スポ等や全国大会等の大規模な公式大会(競泳競技は、日本水泳連盟 公認プール施設要領の「国内一般プール・AA」想定)が開催可能な屋内水泳場として整備する。 本施設は、50m プール、飛込兼 25m プール、関連諸室、屋外駐車場及び外構により構成される。

(7) 事業方式

事業者が本施設の設計及び建設を行い、県に本施設の所有権を移転した後、運営・維持管理を行う方式 (BTO 方式) とする。

(8) 事業期間

- ・本施設の設計・建設期間:事業契約締結日~令和10年10月末(開業準備期間を含む)
- ・本施設の運営・維持管理期間:令和10年11月~令和26年3月31日

(9) 敷島公園内の施設との連携

本事業の対象となる群馬県立敷島公園水泳場敷地(以下「対象敷地」という。)を除く県管理区域について、別途指定管理者を選定することを予定している。県管理区域内の指定管理者並びに市管理区域及びその他周辺施設(利根川敷島緑地、敷島浄水場、周辺道路等)の管理者等との連携に配慮すること。

① 県管理区域内での連携

群馬県民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点としての役割を果たすことを目的に、 対象敷地を除く県管理区域の指定管理者や群馬県知事が都市公園法第5条の規定により許可 した公園施設の設置者及び管理者と、事業期間を通じて適宜連絡・調整を行い、円滑に業務 を遂行すること。

② 市管理区域及びその他周辺施設との連携

市管理区域及びその他周辺施設の管理者等と適宜連絡・調整を行い、敷島エリアの活性化 に寄与すること。

(10) 本施設における木材活用の方針

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (平成22年法律第36号)及び林業県ぐんま県産木材利用促進条例(平成31年4月施行) に基づき、本施設の整備にあたり積極的に県産木材を活用すること。木材活用に係る要求水 準の詳細は「群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業要求水準書」(以下「要求水準書」とい う。)を参照すること。

(11) 事業範囲

事業者が行う事業の範囲は以下のとおりである。事業内容の詳細は、要求水準書を参照すること。

① 設計·建設段階

事業者は、設計・建設段階における本施設の整備に関する以下の業務を実施する。

ア 設計業務

- 事前調査業務及びその関連業務
- ・設計及びその関連業務(国庫補助金申請図書作成補助等含む)
- 各種申請・許認可取得等に関する業務

イ 建設業務 (既存施設の解体を含む)

- 着工前業務
- 建設期間中業務
- 竣工後業務

ウ 工事監理業務

② 開業準備段階

事業者は、本施設の運営・維持管理業務の開始に向けて、以下の開業準備業務を実施する。

- ・開業準備に関する業務
- ・プール公認取得申請業務

③ 運営·維持管理段階

事業者は、本施設の運営・維持管理について、以下の業務を実施する。

ア 運営業務

- ·貸出·予約受付·利用調整業務
- · 広報 · PR 業務
- 健康增進支援業務
- ・プール監視業務
- ・プールの水質等衛生管理業務
- ・プール公認更新申請業務
- · 駐車場管理業務
- 自由提案事業
- その他

イ 維持管理業務

- 建築物保守管理業務
- 建築設備保守管理業務
- ・備品等管理・更新業務
- 外構等保守管理業務
- · 環境衛生管理業務
- 清掃業務
- 警備業務
- ·修繕 · 更新業務
- 植栽管理業務

(12) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおりである。

① 県のサービス購入料

県は、事業者との間で締結する事業契約に従い、サービス購入の対価として、事業者にサービス購入料を支払う。

サービス購入料の構成は以下のとおりである。

ア 設計・建設の対価

本施設の設計業務及び建設業務(既存施設の解体を含む)に係る対価について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を本施設の設計・建設期間中における部分払い及び本施設の引渡し後における割賦払いにより事業者に支払う。

イ 開業準備の対価

本施設の開業準備業務に係る対価について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を開業準備業務終了後に一括して事業者に支払う。

ウ 運営・維持管理の対価

本施設の運営業務及び維持管理業務に係る対価(光熱水費を除く。)について、事業者の 提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり事 業者に支払う。

エ 運営・維持管理に要する光熱水費

本施設の運営業務及び維持管理業務に係る対価のうち、光熱水費に相当する対価について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり事業者に支払う。

② 利用者から得る収入

ア 利用者から得る利用料金収入

事業者は、県から認められた利用料金の考え方の範囲で利用料金収入を得ることができる。

※県は、事業者を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2に規定にする「指定管理者」として指定し、利用料金を直接事業者の収入とすることを予定している。

イ 自由提案事業により得られる収入

事業者は、県から本事業の目的に合致すると認められた範囲内において、自らの提案により自由提案事業を実施し、収入を得ることができる。

(13) 事業者の支出

事業者は、本施設及び自由提案事業の実施のための費用を負担する。

(14) 本事業に必要と想定される根拠法令

本事業の実施に当たっては、関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するととも

に、各種基準及び指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考とするものとする。適用法令等及び適用基準等は、各業務の開始時点における最新のものを採用すること。

なお、本施設の整備に関して特に留意すべき関係法令、条例、規則及び要綱等については、 要求水準書の該当箇所を参照すること。

(15) 事業期間終了時の施設性能

県は、事業期間終了後も本施設を継続して「公の施設」として供する予定である。事業者は、事業期間終了時において、本施設の全てが要求水準を満たす性能および機能を発揮でき、損傷がない状態で県へ引き継ぐこと。ただし、性能、機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。

第2 入札に参加する者の資格に関する事項

1 入札参加グループが備えるべき資格

(1) 入札参加グループの構成等

- ①入札参加グループは、本施設の設計業務に当たる者、本施設の建設業務(既存施設の解体を含む)に当たる者、本施設の工事監理業務に当たる者、本施設の運営業務に当たる者及び本施設の維持管理業務に当たる者を含む複数の者により構成すること。
- ②同一の者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設に当たる者と工事監理に当たる者 は同一の者、又は資本関係もしくは人的関係のある者が兼ねることはできない。また、資 本関係のある者及び人的関係のある者とは以下の者のことをいう。以下、同じ。

資本関係にある者

次に掲げるアもしくはイに該当する者又はアもしくはイに同視しう る資本関係があると認められる者をいう。(子会社又は子会社の一方 が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」と いう。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続(以下「再 生手続」という。)が継続中である会社を除く。以下同じ。)

- ア 親会社(会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法施行規則第3条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にあること。
- イ 親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。

人的関係にある者

次に掲げるアもしくはイに該当する者又はアもしくはイに同視しう る人的関係があると認められる者をいう。

- ア 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規 定する役員のうち、次に掲げる者をいう。)が、他方の会社等の 役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社また は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社に おける監査等委員である取締役
 - ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - (4) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (ウ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - (エ) 組合の理事

- (オ) その他業務を執行する者であって、(ア)から(エ)までに掲げる者 に準ずる者
- イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は 民事再生法第64条第2項の規定により専任された管財人を現に 兼ねていること。
- ③参加表明書等の提出時に構成員、協力企業のいずれの立場であるか及び担当業務(本施設の設計業務、建設業務(既存施設の解体を含む)、工事監理業務、運営業務及び維持管理業務)を明らかにすること。
- ④入札参加グループは、参加表明書等の提出時に構成員の中から代表企業を定め、必ず代表 企業が入札参加手続を行うこと。

(2) 入札参加グループの参加資格要件(共通)

入札参加グループの構成員、協力企業は、以下の要件を満たすこと。

- ①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4第1項及びPFI法第9条に該当しない者であること。
- ②群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- ③群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第2項に規定する指名停止及び物品の 購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領第2条第2項に規定する指名停止を受けてい ない者であること。なお、②及び③において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が 入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。
- ④群馬県の令和 4·5 年度建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿、建設工事入札参加資格者名簿及び群馬県物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている者であること。

なお、この公告の日現在で令和 4·5 年度資格者名簿に登載されていない者については、 群馬県財務規則第 190 条の 2 の規定により令和 5 年 12 月 28 日 (木) までにぐんま電子入 札共同システム (https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/) (以下「電子入札システム」 という。)を利用して競争入札参加資格審査申請を行い、県土整備部都市整備課都市プロジ ェクト推進室水泳場整備係へその旨連絡を行い、令和 6 年 2 月 1 日 (木) までに資格者名 簿に登載されたことが確認できた者であること。

- ⑤国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑥会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあっては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
- ⑦破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑧手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況 が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑨民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

- ⑩健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条、厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条及び雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 7 条の規定による届出の義務を履行している者であること。(当該届出の義務がない者を除く。)
- ①役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、暴力団員(同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- ②群馬県立敷島公園新水泳場整備事業アドバイザリー業務(以下「アドバイザリー業務」という。)を受託したみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社、同社がアドバイザリー業務の一部を委託している株式会社久米設計、株式会社緑景及び西村あさひ法律事務所、並びにこれらの企業・団体と資本関係又は人的関係がある者が参加していないこと。
- ⑬群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業事業者選定委員会(以下「事業者選定委員会」という。)の委員が属する企業・団体若しくはその企業・団体と資本関係又は人的関係がある者でないこと。
- ④本事業に係る他の入札参加グループの構成員、協力企業として参加しておらず、資本関係 又は人的関係がある者に該当しないこと。なお、辞退者を決めるために当事者間で連絡を 取ることは、群馬県競争入札心得第7条第1項に抵触しない。

(3) 本施設の整備に係る参加資格要件

本施設の設計業務、建設業務(既存施設の解体を含む)、工事監理業務の各業務に当たる者は、上記(2)の要件の他にそれぞれ下記①、②及び③の要件についても満たすこと。

① 設計に当たる者

- ア 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の 登録を行っていること。
- イ 群馬県建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等委託業者選定要領第5条第1項に 規定する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録され ていること。
- ウ 平成 25 年 (2013 年) 4 月 1 日から令和 5 年 (2023 年) 3 月 31 日までに完成引渡しが 完了したもので、次に掲げるいずれかの実績(共同企業体の構成員としての実績を含む。) を有していること。ただし、設計に当たる者が複数の場合は、そのうちの 1 者がこの実 績を有していればよいものとする。
 - (ア) 25m 以上の屋内公認プール施設の新改築工事に係る実施設計
 - (4) 体育館等の大空間を有する屋内スポーツ施設の用に供する部分の延床面積 5,000 ㎡ 以上の特殊建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 項第 2 号に 定める建築物)の新築又は増改築工事(増改築部分の床面積が 5,000 ㎡以上のもの に限る。)に係る実施設計

② 建設に当たる者

ア 建築工事に当たる者

(ア) 群馬県建設工事請負業者選定要領第10条第1項に規定する建設工事入札参加資格者

名簿に建設工事の種類が建築一式工事として登録されていること。

- (4) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 15 条の規定による、建築一式工事に係る特定 建設業の許可を有すること。
- (ウ) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。) の結果において建築一式工事における総合評定値が1,200点以上であること。
- (エ) 建築工事に当たる者が複数いる場合の総合評定値については、そのうちの1者が1,200 点以上であれば、他の者は870点以上であればよいものとする。
- (オ) 次の事項を全て満たす工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員としての 実績は、代表としてその共同企業体中最大出資比率のものに限る。)があること。ただ し、建築工事に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者がこの実績を有すればよい ものとする。
 - a 平成 25 年 (2013 年) 4 月 1 日から令和 5 年 (2023 年) 3 月 31 日までに完成引渡 しが完了したもの (発注者の区分は問わない。) であること。
 - b 次に掲げるいずれかの工事であること。
 - (a) 25m 以上の屋内公認プール施設の新改築工事
 - (b) 体育館等の大空間を有する屋内スポーツ施設の用に供する部分の延床面積が 5,000 m以上の特殊建築物の新築又は増改築工事(増改築部分の床面積が 5,000 m以上のものに限る。)

イ 電気設備工事に当たる者

- (ア) 群馬県建設工事請負業者選定要領第 10 条第 1 項に規定する建設工事入札参加資格者 名簿に建設工事の種類が電気工事として登録されていること。
- (イ) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 15 条の規定による、電気工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- (ウ) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。) の結果において電気工事における総合評定値が760点以上であること。

ウ 機械設備工事に当たる者

- (ア) 群馬県建設工事請負業者選定要領第 10 条第 1 項に規定する建設工事入札参加資格者 名簿に建設工事の種類が管工事として登録されていること。
- (イ) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 15 条の規定による、管工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- (ウ) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。) の結果において管工事における総合評定値が760点以上であること。

③ 工事監理に当たる者

- ア 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ 群馬県建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等委託業者選定要領第5条第1項に 規定する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録され ていること。

- ウ 平成 25 年 (2013 年) 4 月 1 日から令和 5 年 (2023 年) 3 月 31 日までに完成引渡しが 完了したもので、次に掲げるいずれかの実績(共同企業体の構成員としての実績を含む。) を有していること。なお、工事監理に当たる者が複数の場合は、そのうちの 1 者がこの 実績を有していればよいものとする。
 - (ア) 25m 以上の屋内公認プール施設の新改築工事に係る工事監理
 - (4) 体育館等の大空間を有する屋内スポーツ施設の用に供する部分の延床面積が 5,000 m以上の特殊建築物の新築又は増改築工事(増改築部分の床面積が 5,000 m以上のものに限る。)に係る工事監理

(4) 本施設の運営に係る参加資格要件

- ①群馬県物件等購入契約資格者名簿において役務等の提供に登載されている者であること。
- ②平成 25 年 (2013 年) 4 月以降に、屋内プール施設に係る 1 年以上の運営実績を有すること。なお、運営に当たる者が複数の場合は、そのうちの 1 者が当該運営実績を有すればよいものとする。

(5) 本施設の維持管理に係る参加資格要件

- ①群馬県物件等購入契約資格者名簿において役務等の提供に登載されている者であること。
- ②平成 25 年(2013 年) 4 月以降に、屋内プール施設に係る 1 年以上の維持管理実績を有すること。なお、維持管理に当たる者が複数の場合は、そのうちの 1 者が当該維持管理実績を有すればよいものとする。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

(2) 資格者名簿の登載についての取扱い

令和 4·5 年度資格者名簿の登載期間は令和 6 年 3 月 31 日までであるため、令和 6 年 4 月 1 日時点で令和 6·7 年度資格者名簿に登載されている必要がある。

この公告時点で令和 6·7 年度競争入札参加資格審査申請を行っていない者は、以下のとおり対応すること。

①建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿及び群馬県物件等購入 契約資格者名簿について

令和 5 年 12 月 28 日 (木) までに県土整備部都市整備課都市プロジェクト推進室水 泳場整備係へ連絡すること。

②建設工事入札参加資格者名簿について

建設工事入札参加資格審査(令和6・7年度定期)へ令和6年1月5日から同年1月30日までに電子入札システムを利用して競争入札参加資格審査申請を行うこと。

(3) 参加資格確認基準日から提案書提出締切日前日までの参加資格要件の取扱い

資格確認結果通知を受けた入札参加グループの構成員、協力企業のいずれかが、参加資格

確認基準日から提案書の提出締切日の前日までの間に、「1-(2)あるいは(3)から(5)までのいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加グループは失格となる。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。

- ①入札参加グループが、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業に代わって、参加資格要件 を満たす構成員、協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格等を確認し、 これを認めたとき。
- ②構成員、協力企業が複数である入札参加グループの場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業を除く構成員、協力企業で全ての参加資格等を満たすことを県が認めたとき。

(4) 提案書提出締切日から落札者決定日までの参加資格要件の取扱い

資格確認結果通知を受けた入札参加グループの構成員、協力企業のいずれかが、提案書の 提出締切日から落札者決定日までの間に、「1-(2))あるいは(3)から(5)までのいずれか」に定 める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は当該入札参加グループを落札者 決定のための評価対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業が参加資格 要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加グループの参加資格を引き続き 有効なものとして取り扱う。

- ①入札参加グループが、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格の確認及び設立予定の本事業を実施する特別目的会社(以下「SPC」という。)の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員、協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員、協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。
- ②構成員、協力企業が複数である入札参加グループの場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業を除く構成員、協力企業で全ての参加資格等を満たし、かつ、設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。

第3 入札手続き等に関する事項

1 募集及び選定の方法

民間事業者の選定は、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、総合評価一般競争入札に より行うものとする。

なお、本事業は 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定 (WTO 政府調達協定)の対象であり、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) が適用される。

2 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定は、以下のスケジュールにより行う予定である。

令和5年12月20日	入札公告 (入札説明書等の公表)
令和5年12月21日~27日	入札説明書等に関する質問の受付(第1回)
令和6年1月26日	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表(第1回)
令和6年1月26日~2月1日	入札参加表明書の受付
令和6年2月9日	資格確認通知書の通知 (同日に発送予定)
令和6年2月20日~21日	参加者との競争的対話
令和6年3月8日~14日	入札説明書等に関する質問の受付(第2回)
令和6年4月12日	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表(第2回)
令和6年5月7日~8日	入札提出書類(技術提案書)の受付
令和6年6月	落札者の決定・公表
令和6年7月	基本協定の締結
令和6年8月	仮契約の締結
令和6年10月	事業契約の締結

3 入札の手続等

(1) 入札説明書等に関する質問の受付・回答(第1回)

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和5年12月21日(木)から27日(水)午後5時まで

② 提出方法

質問・意見の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書(第 1 回)」(様式 1-1) に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。

③ 提出先

第8-3に示すとおり。

④ 回答方法

令和6年1月26日(金)までに県ホームページで公表する予定である。ただし、入札参加 グループの提案、ノウハウ等に関わり、入札参加グループの権利、競争上の地位その他正当 な利益を害するおそれがあると考えられるものについては非公表とする。

(2) 入札参加表明書等の提出

入札参加を希望するグループは、入札参加グループとして入札参加表明書及び資格審査に 必要な書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を提出すること。なお、必要とす る書類を期限までに提出しなかった者又は入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参 加することができない。

① 提出期間

令和6年1月26日(金)から2月1日(木)までの午前9時から午後4時まで(土曜日、日曜日を除く。)

② 提出方法

様式集「2 入札参加表明時の提出書類」の各提出書類を作成の上、原則として、電子入 札システムにより「入札参加表明書」(様式 2-1) から「委任状」(様式 2-3) までの電子デー タを提出した上、「表紙」(様式 2) から「国税及び地方税を滞納していないことの証明書」

(様式 2-7-4) までを③の場所に持参又は郵送(配達記録が残る方法によることとし、①の提出期間内に必着すること。) すること。ただし、電子入札システムにより難い場合は、あらかじめ県の承諾を得た上で、持参又は郵送(配達記録が残る方法によることとし、①の提出期間内に必着すること。) のみにより提出することができる。

なお、代表企業が提出すること。

③ 提出先

第8-3に示すとおり。

(3) 入札参加資格確認結果の通知

資格確認審査の結果(以下「資格確認結果通知」という。)は、入札参加グループの代表企業に対して、電子入札システム又は書面(令和6年2月9日(金)発送予定)により通知する。

なお、入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した代表企業は、当該通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に、書面により入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。

(4) 参加者との競争的対話

入札参加グループとの十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨等について理解を深め、県の意図と入札参加グループの提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、対面方式による競争的対話の場を設ける。

① 対話参加者

競争的対話を希望する入札参加グループ

② 対話実施日

令和6年2月20日(火)から2月21日(水)

③ 申込期間

令和6年1月26日(金)から2月1日(木)午後5時まで(土曜日、日曜日を除く。)

④ 申込方法

「競争的対話参加申込書」(様式 1-3-1) 及び「競争的対話の議題」(様式 1-3-2) を記入の上、代表企業が電子メールで提出すること。

⑤ 実施方法の通知

競争的対話の実施日時、実施会場及び参加者人数の上限等の具体的な実施方法については、 参加申込の状況に応じて県が決定し、申込期間終了後、参加申込のあった入札参加グループ の代表企業の担当者に通知する。なお、その場合に上記①に示した参加者が全員参加できな いことは差し支えない。ただし、当初参加を希望した者以外が参加することは認めない。

⑥ 対話による共有認識事項・質問回答等の通知

対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、対話による共有認識事項・質問回答等として、県ホームページで公表する。ただし、入札参加グループの提案、ノウハウ等に関わり入札参加グループの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては、当該入札参加グループの代表企業に対して個別に通知する。

(5) 入札説明書等に関する質問の受付・回答(第2回)

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和6年3月8日(金)から3月14日(木)午後5時まで

② 提出方法

質問・意見の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書(第2回)」(様式 1-2)に記入の上、代表企業が電子メールで提出すること。

③ 提出先

第8-3に示すとおり。

④ 回答方法

令和6年4月12日(金)までに県ホームページで公表する予定である。ただし、入札参加 グループの提案、ノウハウ等に関わり、入札参加グループの権利、競争上の地位その他正当 な利益を害するおそれがあると考えられるものについては非公表とする。

(6) 入札時の提出書類等(技術提案書)の提出

入札参加グループは、様式集「3 入札時の提出書類」の各提出書類(以下「入札書類」という。)を作成の上、代表企業が提出すること。なお、①の提出期間に入札書類を提出しない場合は、入札に参加できない。また、入札回数は1回とする。

① 提出日時

令和6年5月7日(火)から5月8日(水)までの午前9時から午後4時まで

② 提出先

第8-3に示すとおり。

③ 入札書類の作成方法等

「様式集」に示すとおり。

④ 入札書の提出方法

ア 入札書

電子入札システムにより「入札書」(様式 3-2-1)の情報(入札価格)を入力の上、「入札価格内訳書」(様式 3-2-2)の電子データを添付し、提出すること。ただし、入札参加表明書等の提出時に電子入札システムにより難いとして、県の承諾を得た場合は、「入札書」(様式 3-2-1)及び「入札価格内訳書」(様式 3-2-2)を任意の封筒に封入し、「紙入札方式参加申出書」(様式 2-8)とあわせてイの入札書以外の入札提出書類とともに②の提出先に持参又は郵送(配達記録が残る方法によることとし、①の提出期間内に必着すること。)すること。

イ 入札書以外の入札提出書類

「入札書」(様式 3-2-1) 及び「入札価格内訳書」(様式 3-2-2) を除く「入札時の提出書類」を②の提出先へ持参又は郵送(配達記録が残る方法によることとし、①の提出期間内に必着すること。) すること。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

⑤ 開札日時

令和6年5月10日(金)午前10時

⑥ 開札場所

群馬県庁舎

⑦ 開札方法

開札は、電子入札システムにより行う。紙による入札参加者がいる場合は、当該入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、紙による入札参加者がいない場合及び入札

参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。なお、当該開札においては提案限度額を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

(7) 入札価格の算定方法

県が支払うサービス対価の合計を入札価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)とすること。入札価格の算定方法等については「事業契約書(案)」を参照すること。

(8) 提案限度額

本事業の提案限度額は、以下のとおりである。

20,990,317,000円(消費税及び地方消費税の額を含まない。)

なお、消費税及び地方消費税の額を加えた額は、23,064,483,000円を超えないこと。

(9) 入札参加に関する留意事項

① 公正な入札の確保

入札参加グループは、以下の禁止事項に抵触した場合には、本事業への入札参加資格を失 うものとする。

- ア 入札に当たって、入札参加グループは私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) に抵触する行為を行ってはならない。
- イ 入札に当たって、入札参加グループは競争を制限する目的で他の入札参加グループと入 札価格及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等 を定めなければならない。
- ウ 入札参加グループは、落札者の決定前に他の入札参加グループに対して、入札価格及び 提案内容等を意図的に開示してはならない。
- エ 入札参加グループやそれと同一と判断される団体等が、本再事業に関して、審査委員会 の委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出する等により、自社を有利に、又は他 社を不利にするよう働きかけてはならない。

② 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加グループの負担とする。

③ 入札のとりやめ等

入札参加グループが連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該入札参加グループを入札に参加させない、又は入札の執行を延期、若しくはとりやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

④ 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加グループが、入札を辞退する場合は、入 札書類提出期限までに、「入札辞退届」(様式 2-9) を担当部局まで提出すること。

⑤ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、県により入札参加資格の確認を受けた 者であっても、確認の後、入札参加資格を失った場合は、入札を無効とする。

- ア 虚偽の申請を行った者のした入札
- イ 入札公告等の規定に違反した者のした入札
- ウ 本契約成立の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- エ 入札価格内訳書を提出しない者又は入札価格内訳書に不備がある者のした入札

⑥ 入札書類の取扱い

ア 著作権

提案書の著作権は、入札参加グループに帰属する。ただし、県は、本事業の公表及びその他県が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理 方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加グループが負うものとする。

ウ 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

⑦ 苦情の申立て

入札参加グループは、群馬県政府調達苦情検討委員会設置要綱に基づき当該調達に関する 苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、群馬 県政府調達苦情検討委員会からの要請又は提案により、契約の締結若しくは執行を停止し、 又は契約を解除することがある。

第4 審査及び落札者決定に関する事項

1 事業者選定委員会の設置

県は、学識経験者等の外部委員で構成する事業者選定委員会を設置する。

事業者選定委員会では、入札参加グループからの提案書に基づき、性能評価値を採点する。

事業者選定委員会の委員については、以下のとおりとし、審査の公平性を確保し、適切な事業者の選定を図るため、入札参加グループやそれと同一と判断される企業・団体等が、本事業に関し委員に接触することを禁止する。なお、本事業について委員に接触した者については入札参加資格を失う。

<事業者選定委員会	委員-	- 警 >
下水1 送L女只五	女只	~

区分	氏名(敬称略)	所属・役職等
委員長	安登 利幸	元亜細亜大学 都市創造学部都市創造学科 教授
副委員長	渡辺 真理	法政大学 デザイン工学部建築学科 名誉教授
委員	腰原 幹雄	東京大学 生産技術研究所 教授
委員	小林 享	前橋工科大学 名誉教授
委員	權田 俊枝	日本公認会計士協会群馬県会 幹事
委員	島 美穂子	森・濱田松本法律事務所 弁護士
委員	小野里 真弓	尚美学園大学スポーツマネジメント学部 教授
委員	相良 由美子	大泉保育福祉専門学校 専任講師
委員	谷川 じゅんじ	JTQ(株)代表取締役

2 審査の基準

審査の基準については、別添の「落札者決定基準」を参照すること。

3 ヒアリング等

応札した入札参加グループに対し、ヒアリング等を実施する。具体的な実施方法及び日時等は、代表企業に別途連絡する。

4 落札者の決定

事業者選定委員会は、提案限度額の範囲内で性能評価値及び価格評価値の合計値である総合 評価値が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

県は、当該最優秀提案者の選定結果を踏まえて落札者を決定する。

5 審査結果の公表

県は、落札者決定後速やかに落札者の決定について公表する。

第5 契約手続等

1 契約手続き等

(1) 基本協定の締結

県と落札者は、入札説明書等及び入札書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の 締結により、落札者を事業予定者とする。

(2) SPC の設立

事業予定者は、仮契約締結までに以下の要件を全て満たす SPC を設立しなければならない。

- ①会社法に定める株式会社とし、群馬県内に設立するものとする。
- ②落札者の構成員は、SPC の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
- ③代表企業の SPC への出資比率は出資者中最大とすること。
- ④全ての出資者は、原則として事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 仮契約の締結

県は、基本協定に基づき事業予定者が設立した SPC と本事業についての仮契約を締結する。

(4) 事業契約に係る議会の議決(本契約の締結)

仮契約は、令和6年第3回定例会(前期)の議決を経て本契約となる。

2 入札参加資格を欠くに至った場合の取扱い

落札者決定日の翌日から事業契約が成立するまでの間に、落札者の構成員又は協力企業のいずれかが、第2-1-(2))あるいは(3)から(5)までのいずれかに定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は落札者と基本協定を締結せず、又は事業者と事業契約を締結しない場合がある。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該落札者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

- (1) 参加資格要件を欠いた構成員、協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力 企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格の確認及び設立予定の SPC の事業 能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。
- (2) 構成員、協力企業が複数である入札参加グループの場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業を除く構成員、協力企業で全ての参加資格等を満たし、かつ、設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。

3 金融機関(融資団)と県の協議等

県は、本事業の安定的な継続を担保するため、一定の重要事項について、事業者に資金を融資する金融機関等の融資団と協議を行い、以下の事項を含む直接協定を締結することがある。

(1) 金融機関等による報告

金融機関等の融資団が自身の保有する事業者に対する債権回収・保全の状態及び事業者の 財務状況に関する情報を県に報告する義務

(2) 県による通知

債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を県が認識した場合に、県が金融機関等の融資団に通知する義務

4 その他

(1) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者又は事業予定者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、落札者又は事業予定者の負担とする。

(2) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(3) 契約保証金

納付すること。ただし、詳細については事業契約書(案)を参照すること。

第6 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約について疑義が生じた場合、県と事業者は、誠意を持って協議をするものとし、一定 期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置によることとする。また、事業 契約に関する紛争については、前橋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

事業者が、本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援

事業者が、本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

3 その他の支援に関する事項

県が支払うサービス購入料の一部には、国等の財政支援措置および地方債等をもって充てる ことを想定している。事業者は、県の申請手続き等に協力することとする。

なお、支払方法および支払時期の詳細等については、別添の「事業契約書(案)」に示す。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 指定管理者の指定

県は、運営・維持管理開始までに、指定管理者指定に関する議案を提出し、事業者を本施設 の指定管理者として指定する予定である。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、県ホームページに公表する。

3 入札説明書等に関する問い合わせ先

群馬県県土整備部都市整備課都市プロジェクト推進室水泳場整備係

住所:〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話: 027-897-2944

E-mail: suieijo@pref.gunma.lg.jp

県ホームページ: https://www.pref.gunma.jp/page/204768.html